

# 地域包括支援センター

～高齢者の生活をサポート～

市内には、本庄地域包括支援センター安誠園と児玉地域包括支援センターの2か所があり、次のような業務を行っています。なお、虐待防止・権利擁護及び総合相談支援につきましては、市役所でも相談に応じますので、ご利用ください。

★介護いきがい課 ☎1127

■本庄地域包括支援センター安誠園

■児玉地域包括支援センター

## 介護予防ケアマネジメント

高齢者のみなさんが自立した生活を送れるように、今の生活や健康状態を把握し、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。また、要介護認定で、「要支援1・2」の認定を受けた人を対象に介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるように事業者などと調整を行います。

## 虐待防止・権利擁護

高齢者のみなさんが安心して暮らすために、権利や財産を守ることに努めています。

- 虐待の相談や早期発見・保護などの対応
- 悪質訪問販売などによる消費者被害の防止
- 認知症などの高齢者の法的支援を進める成年後見制度の活用

## 総合相談支援

介護・福祉のことなど、ご本人だけでなく、ご家族や地域の人からの相談や悩みに専門職が対応します。相談内容に適したサービスの紹介や情報の提供、又は助言を行うなど、問題解決のための支援をしています。

◆例えばこんな相談です

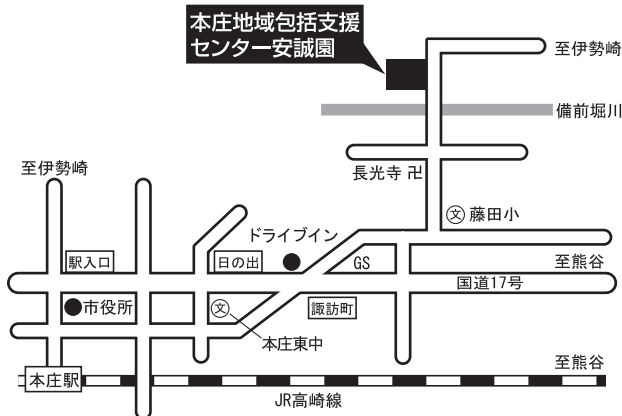
- 介護サービスを利用したい
- 認知症に困っている
- 悪質商法に騙されているかも
- 家族だけで介護するのは大変だ
- 体が弱ってきたので何とかしたい
- 近所の一人暮らしの高齢者の姿を見掛けない

## 認知症個別相談

年齢とともに誰でも物忘れをしやすくなります。認知症を心配する人も少なくありません。そんな不安をお持ちの人、またご家族でどのように接したら良いのかわからない人、地域包括支援センター職員が下記の日程でご相談をお受けしています。また、お困りのことがありましたら、随時相談に応じますのでお電話ください。

### 本庄地域包括支援センター安誠園

毎月第3木曜日 午後2時～4時  
小和瀬1666 ☎26262



### 児玉地域包括支援センター

毎月第1月曜日 午後2時～4時  
児玉町金屋1302-1 ☎75828



# 国民年金

\*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課 ☎ 1114

★市民福祉課 ☎ 1333

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

平成26年度の国民年金の保険料は

月額 15,250 円です。

保険料納付は割引が受けられる口座振替や前納制度をご利用ください。

平成26年4月分からの老齢基礎年金の受給額は

年額 772,800 円です。

※20歳から60歳までの40年間、保険料を全額納付した場合の年金額です。

## 4月から国民年金保険料の免除等申請できる期間が拡大されました

所得が少ないときや失業などにより国民年金保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除等を申請することができます。これまでは、さかのぼって免除等申請できる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででしたが、4月からは、**申請時点から2年1か月前までの期間**は、さかのぼって免除等申請できるようになりました（学生納付特例も同様）。免除等申請を希望する人は、下記の注意事項を確認し、早めの申請をお願いします。

(例)

旧	平成26年5月申請→平成25年7月まで
新	平成26年5月申請→平成24年4月まで

### 《注意事項》

- ①申請が遅れると申請できる期間が短くなります。
- ②申請が遅れ年金を未納のままにしておくと、万一障害を負うことや死亡することがあった場合に、障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあります。
- ③審査は申請対象年度に対応する前年所得に基づいてするため、申請しても免除等を受けられない場合があります。  
※世帯主（申請者以外）や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査もありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されないことがあります。若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

## 「学生納付特例制度」の受付を開始しました

20歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

ただし、学生で収入が少ないなどの理由で、保険料を納められない場合には、「学生納付特例制度」があります。

この制度を利用すると、申請して承認を受けることにより在学期間中の保険料を後払いすることができます。

承認期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。

また、事故や病気などによる障害・死亡のときの障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

**申請先** 市民課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所 仮庁舎）

**用意** 年金手帳、新学年の学生証（コピー可）又は在学証明書、印鑑

## 追納制度のご案内

学生納付特例制度などの免除制度を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されます。しかし、受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（たとえば、平成26年5月分は平成36年5月末まで）であれば、あとから保険料を納付（追納）できるようになっています。将来、受け取る年金額を増額するためには、追納することをお勧めします。

保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に「経過期間に応じた加算額」が上乘せされます。

## 年金の請求先

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに請求しましょう。

○国民年金第1号被保険者のみの期間の人…市民課、市民福祉課

○厚生年金又は国民年金第3号被保険者期間のある人…年金事務所

○共済年金加入期間のある人…共済組合

※共済年金と厚生年金、国民年金の加入期間のある場合は、共済組合と年金事務所へ請求の手続きをしてください。年金に関するお問い合わせや届出、また年金請求の際には、必ず基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳や基礎年金番号通知書は大切に保管してください。